

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	那覇市高齢者在宅生活支援条例に基づくサービス（可否）決定		
根拠法令及び条項	那覇市高齢者在宅生活支援条例第4条 那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則第3条1項及び2項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
処分基準	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 【別紙】 参照		
処分基準 設定年月日	平成12年3月31日	処分基準 最終変更年月日	H18年 4月 1日
所管部署	福祉部 ちゃーがんじゅう 課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

○那覇市高齢者在宅生活支援条例

(利用の許可)

第4条 高齢者在宅生活支援事業を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

○那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則

(利用の申請等)

第3条 [条例第4条第1項](#)の規定により事業を利用しようとする者は、高齢者在宅生活支援事業利用申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、[前項](#)の申請があったときは、内容を審査し、利用の可否、利用時間、利用回数等を決定し、その旨を高齢者在宅生活支援事業利用(可否)決定通知書により申請者に通知するものとする。